しまなみ農業だより

果樹のお礼肥

永年性の植物である果樹類は、季節ごとに肥料をやることで枝葉を成長させ、毎年、安定した収穫物が得られます。特に収穫の前後にやる肥料のことを「お礼肥（おれいごえ）」と呼び、樹に対して収穫の感謝と1年の労い（ねぎらい）を込めて昔からそう呼ばれてきました。一般には「秋肥（あきごえ）」といいますが果樹にとっては大事な肥料となります。

①農業と肥料

農業は食糧生産を行う大事な産業ですが、見方を変えると土に含まれる養分を吸収して成長した植物の葉や実を人様が食料として利用し、悪く言えば、植物を利用して土の養分を収奪していることになります。しかし、安定した収穫物を得るには収奪した養分を肥料として補うという生産技術が生まれ産業として農業が成り立ってきました。農作物を安定的に成長させるために肥料は欠かせない重要な農業技術のひとつと言えます。

②果樹栽培と施肥技術

肥料は人工的に合成した化学肥料や動植物の残渣や排せつ物を肥料原料として利用してきました。粒状のものや液体肥料などがあり、果樹の成長に合わせて効率的に吸収させるために樹種（品種）により施肥量や施肥時期が異なるため施肥の基準が決められています（表1参照）。

表1　主要果樹品種の施肥基準

樹種	施肥の種類	施用時期	施肥成分量　kg/10アール※		
			チッソ(N)	リン酸（P_2O_5）	カリ（K_2O）
早生温州	春肥	3月下旬	8	6	6
	夏肥		－	－	－
	秋肥	10月下旬	11	7	7
普通温州	春肥	3月下旬	9	7	7
	夏肥	5月下旬	5	3	4
	秋肥	11月上旬	10	6	7
甘平	春肥	3月上旬	9	7	7
	夏肥	6月下旬	9	7	7
	初秋肥	9月上旬	8	7	7
	秋肥	11月上旬	8	6	7
紅まどんな	春肥	3月下旬	10	6	7
	夏肥	5月下旬	10	7	8
	初秋肥		－	－	－
	秋肥	11月上旬	8	5	6
かき	春肥	3月下旬	12	9	8
	夏肥	6月下旬	6	3	6
	秋肥	10月中旬	6	3	6
ぶどう	基肥	10月下旬	6	4	4
	秋肥	9月中旬	3	2	3

（愛媛県施肥基準を引用）

注）施肥成分量は肥料そのものの量ではありません。例：袋に10-8-6と表示のある20kg入りの肥料にはチッソ2kg、リン酸1.6kg、カリ1.2kgが成分量となります。成分量が8kgの場合20kg入りの肥料が4袋（80kg）が施肥量になります。

③秋肥の効果

秋肥は収穫前後にまかれる肥料で働きとしては、①樹勢の回復、②耐寒性の向上、③貯蔵養分の蓄積等が考えられます。永年性の植物のため当年の生育の影響が翌年に影響するので結実で樹勢が低下している場合は速やかに回復させる必要があります。また、根や幹に貯蔵されることで厳寒期の耐寒性が増し、外観から見えない翌年の花芽の形成（2月頃）や翌春の発芽などの初期生育に利用されます。

④秋肥の施用上の注意

秋肥は収穫後の施肥が理想ですが地温が12℃以下に下がると肥料の吸収が抑制されるため、収穫が終わっていない品種でも11月上旬には施肥を行うことをお勧めします。一般的には固形肥料が使われますが降雨がなければ粒が崩壊せず、肥料が水に溶けて根から吸収されるため溶けるまでの期間を考えて収穫の合間でも基準の時期に施肥を行いましょう。早く施肥すると着色の遅れや浮皮の発生が心配されますが、11月以降の施肥であれば果実には肥料成分は移行しないので着色などへの影響はありません。また、マルチ栽培（写真）の園地では収穫前にマルチを開けて施肥を行いますが、土が乾いているため施肥後に降雨がなければ潅水を行うことも樹勢回復には必要です。

近年、温暖化による暖冬や秋冬期の干ばつなど異常天候の影響も懸念されます。安定生産は樹の生育生理に合わせた適期管理が重要なため栽培暦に従い、計画的な生産管理に心がけてください。

写真　はれひめマルチ栽培



令和７年度全国統一防火標語
「急ぐ日も　足止め火を止め　準備よし」

新人職員の紹介

愛媛県消防学校での6カ月の初任教育の研修を終えて、10月から消防署に着任する清家消防士を紹介します。



清家（せいけ）　大（だい）（24歳）

愛媛県鬼北町出身
趣味：サッカー　好きな言葉：努力

【抱負】
上島町消防本部の一員として、日々の訓練を大切にし、常に向上心をもって業務に取り組んでいきます。
消防学校で学んだ知識や技術を活かし、地域の皆さまの安心と安全を守るため、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いします。

あなたの命を守るマイナ救急が開始されます

「マイナ救急とは」　☆令和7年10月1日から開始☆

マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバー カード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。救急隊員がマイナ保険証をカードリーダーで読み取り、タブレット端末を使用して傷病者が過去に受診した病院や処方されたお薬などの医療情報を閲覧します。閲覧した医療情報等は、傷病者の方がより適切な処置を受けるため、また救急隊が搬送先医療機関の選定をするために活用します。

マイナ救急の実施にあたっては、傷病者の同意を得た上でマイナ救急を実施します。なお、生命、身体の保護のため必要な場合であって、傷病者が意識不明等のため同意を取得することが困難な場合に限り、同意なしで医療情報を閲覧することもあります。



①傷病者が情報閲覧に同意する
②マイナンバーカードを読み取る
※暗証番号の入力不要
③隊員が医療情報を閲覧する
④より適切な処置や搬送先医療機関の選定につながる

令和7年8月出動件数

地区	弓削	生名	岩城	魚島	その他	合計	R7累計
火災	0	0	0	0	0	0	1
救急	17	19	8	3	0	47	277

（令和7年8月31日現在）

【上島町消防署】　☎77-4118
【上島町消防本部消防防災課】　☎77-3166

共に守ろう、大切な人とふるさとを
消防団員絶賛募集中！



事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます

マイナ救急
に関するお問い合わせ
上島町消防本部
☎77-4118

マイナンバーカード取得
に関するお問い合わせ
上島町役場　住民課
☎77-2500